

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人植田義昭の上告趣意のうち、刑訴規則五六条二項の規定の憲法三一条、三七条一項違反をいう点は、原判決の結論に影響を及ぼさない事項に関する論難であり、その余は、憲法三一条、三七条一項違反をいう点を含め、その実質はすべて單なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年六月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	高	島	益	郎
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一
裁判官	角	田	禮	次 郎
裁判官	矢	口	洪	一